

第五十五回国 参議院通信委員会 會議録第十四号

昭和四十二年六月二十九日(木曜日)
午前十一時三十分開会

委員の異動

六月二十八日

辭任

村田 秀三君

補欠選任

横川 正市君

辭任

鈴木 敏君

補欠選任

竹田 現昭君

出席者は左のとおり。

委員長

森中 守義君

理事

植竹 春彦君

寺尾 豊君

西村 尚治君

森 勝治君

委員

古池 信三君

迫水 久常君

新谷寅三郎君

谷村 貞治君

竹田 現昭君

光村 基助君

横川 正市君

石本 茂君

鈴木 市藏君

田澤 吉郎君

竹下 一記君

武田 功君

山本 博君

政府委員

郵政政務次官

郵政大臣官房長

郵政省簡易保険局長

郵政省人事局長

事務局側

説明員

常任委員会専門員

倉沢 岩雄君

本日、の會議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合会の結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、村田秀三君が委員を辭任され、その補欠として横川正市君が選任されました。

なお、本日、鈴木敏君が委員を辭任され、その補欠として竹田現昭君が選任されました。

○委員長(森中守義君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 四十二年の五月の二十四日に、行政管理局の指示事項に対して回答を行なった中に、勧告の要旨は四、五行のものです。回答の中に「簡易保険が社会保険の進展、民保・農協生命共済との競合によって停滞しているというのには理論的にも実証的にもあたらない。停滞というならば、その原因は、簡保事業における増員の困難性・保険金最高制限額の問題、資金運用面にお

る諸制約等に原因を求めざるべきである。」という回答を出しておるわけですが、このこととあわせながら、事業の積極的な推進問題とあわせて、大正五年に二百五十円であった最高制限額の推移が、自來ずつと変わりまして、三十九年の四月に百万円に制限額をいたしておるわけでありまして、この制限額の問題、それから増員であるとか、保険金運用面の諸制約に対する原因等をあわせて、その困難な面の除去を行なっていると思うのでございますが、まず、この最高制限額が引き上げられたことによつて業務に貢献している度合いというものを、これをひとつ説明していただきたいと思ひますし、あわせて、この困難な面の二つですね、増員の困難性とか、あるいは資金運用面の制約とか、こういった点について、どういふ処置をとられてゐるのか、それをまずお伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 最高制限額の引き上げにつきましては、それが直ちにどういふ数字上の影響があるかという問題でございまして、過去のこまかいところはともかくといたしまして、一番最近をとつてみますと、三十九年に五千万円から百万円に引き上げたわけでございまして、これを当時の新規契約の増加状況から見ますと、三十九年度が件数でまゐりますと三百三十六万八千件、これが四十年でやほり三百三十三万九千件と、件数の伸びでは、たいして出ておりません。で、保険料のほうでこれを見ますと、三十八億二千八百万円に對しまして、四十年で四十一億三千九百万、こういうふうな実質の上がつておると私どもは見えております。また、保険金額にいたしますと、一件当たりの平均保険金額が、これは全体の平均でございまして、三十九年度が二十一万七千円、これが四十年で三十九年度が二十一万九千円、こういうふうな数字が出ておりまし

て、一応、数字的な面から申し上げますと、やはりそれだけの好影響が出ておると、こう見ていいんじゃないかと思ひます。私ども、かりに目標額を決定いたします際も、大体一割あるいは二割の増加を見ながら立てるというようなことができると考へております。

それから、それは現在の制限額引き上げの経過に伴いますところの状況でございまして、ただ、一般の需要といたしますと、最近の一般の所得の増加とか、そういうふうな経済生活の伸びに準じまして、やはりもっと保険をふやしておきたいと、こういう需要は高うございまして、それに対して、簡保としては、やはり制限額の問題というものがその制約をしておると言つていいんじゃないかと思ひます。

それから増員の問題でございまして、これはやはり官庁機構をとつておりますこと、また、あるいは、いま申し上げましたように、直ちに件数が伸びていかないというふうなこと、こういうふうなことから、やはり多数の増員をすることはなかなか困難である。最近では多少増員をしておりますが、かつては、しばらく増員がなかった時代もございまして、そういうふうな意味のことを申し上げてございまして。

また、資金の運用面におきますことは、これはしばしば当委員会でも御指摘もあり、私どもも痛感しておるところでございまして、現在の法定された範囲内におきますと、どうしても運用利回りがこの程度のところとどめざるを得ないと、こういうこととございまして。

○横川正市君 この勧告の要旨は、もうすでに御案内のとおりで、この要旨の中心をなしているというものは、やはり小額保険を提供する点の使命というものが国営保険の特色であると、こういうふうな言われておるわけですが、大体保険加入層

の加入率といいますが、これには、もう勧奨の余地としてあまり期待できる状態ではないと判断されているのか、それとも、加入層に対して勧奨の余地というものは十分残っているし、簡易保険の持つております特色、その特色は十分生かされる分野というものはまだ相当あると判断をされておられるかどうかということですか。その点、ひとつ数字をあげながら説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) これは現在のおが国におきますところの全体の生命保険の加入の動向でございますが、ある資料によりますと、民間保険、農協、簡保、これらを全部ひくると、生命保険に加入しているという世帯が約七四%という数字が出ております。また、的確な数ではございませんけれども、その中で、その全体の中で簡保だけに加入しているという数字が二三%というふうな市場調査の資料がございます。まあこれを見ましても、まだまだ未加入分野というものは相当あるというふうに私も判断しております。また、この中でも、いろいろと分析をしてみますと、簡易保険の場合は、低年齢あるいはまた高年齢というところの層がかなり多いございまして、まんな中の青年層というところは非常に低いと、こういうふうな数字もございします。したがって、私ども、現在の簡保としては、まだまだ未開拓分野が相当にあるという判断をしております。

それから勧告で言っておりますところは、小額保険ということばを使っております。ただ、小額という定義が、幾らをもつて小額とするか、これはちょっと、要するに、この勧告の趣旨を了解しにくいところがございますが、かりに現在の無診査保険の限度をもつて小額といたしますならば、これはまだまだ伸びる余地があると思ひます。また、一般に暮らしがよくなれば、もう少し入つていこうと、こういうような需要もございしますし、また、最近のように交通戦争の時代になりますと、また、そういう面からも加入の需要というものがあると、こう考えます。したがって、私どものほうといたしましては、未加入世帯あるいは未加

入年齢層、こういうところの重点を置いて募集を進めていきたい、こういうふうな考えております。

○横川正市君 まあ大体簡易保険の創設期からすでに五十年というふうな年限を経て、その年限の中で、保険の思想普及の役割りというものは相当貢献度が高かったと、こういうふうな生命保険の特色を私どもは承知をいたしておるわけですが、一体、この簡易保険の特色というのは、保険思想の普及という、そういう面であつたのか、それとも、民営も存在をし、官営も存在をするという、その分野に違った層というものを想定して、それぞれ特色を持ったために、簡易保険の存在があつたのか、そうしてまた、今日その特色というのは変わつてつあるのかどうかという点、一般には民保、簡保と、内容その他においては全く競合し、その存在はお互い同じような特色を持ち始めたというふうな判断をされておりますけれども、その点どう考えておられるか。それから、その特色がもし前段の二つにあるとすれば、それを生かすのに、どういう方法をとつておられるか、引き続きでどういう処置をとつておられるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 簡易保険を五十年前に創設いたしましたときは、当時こういう無診査保険がございせんでした。したがって、第一はやはり、一般の庶民層に対して無診査で、そうしてかつ、集金をする、月掛けをする、こういうふうなことを、全国に網を張つております郵便局制度を利用して進めていくということで創設されたものと私どもは了解しております。その後、戦争といったような異常な事態が起こりまして、戦後のあきびしい時代になりましたので、民間保険の存在というふうなこと、再建、そういうことの上から、あるいはまた、独占禁止ということもあつたかもしれませんが、民間保険のほうにも無診査保険を認めるということになりましたので、現在の姿をとつてみますと、確かに簡易保険あるいは民間生命保険、農協生命共済という

ものはあまり差がないように見られますが、しかしながら、やはり民間生命保険と簡易保険とは、民間のほうはもともと有診査をたてまえて、そして、それに戦後加わりましたところの無診査保険とを併用してやっております。簡保はあくまで当初からずっと無診査であり、かつまた、月掛けをする、しかも、その集めた資金は、地方還元もたてまえていたしますが、同時にまた、公共投資に使われて、そして一般に国家財政のために寄与すると、こういうようなところが特色であらうと私どもは考えております。したがって、この特色というものは、今後十分続けていく価値があるし、先ほど申しましたように、まだ未開拓分野もございしますので、単に保険思想の普及というだけでなく、できるだけ多くの世帯にこの簡保を広めていくということ自体に意義がある、こう思ひまして、私どもは今後も、内容的にはまだいろいろと検討する面がございしますが、現在の募集推進方針を強力に進めていきたい、こう考えております。

○横川正市君 さきの質問者が何か大臣に質問されたようですから、その度合いについては、どういふ答弁があつたか、速記録見てみせんからわかりませんが、たとえば、いまの局長の答弁の中に、もし簡易保険としての特色としてあるものは一体何だと問われたら、明確に何と何ですというふうなあげられる項目が依然としてあるのかどうかという問題です。これは戦時中に簡易保険は戦費調達の一つの機関になり、戦後は公共投資、こういう面の財源措置となるというふうに変つていくのか、これが簡易保険の特色だといふのか、私は、月掛け、集金、あるいは窓口を通じてのサービスというふうな、そういうことはもうすでに特色としてはあげられるようなものではないというふうな思つております。それはどういふ保険でありまして、月掛け、それから集金といふのを始めているわけですし、無診査もやつているわけです。そこで一つ残っていることは、これは保険思想を普及し、その保険思想の普及度合いに

よつて集められた金はどう投資をされるのかという、その投資の内容が変わつているのであつて、それが簡保の特色だと、こういうふうな依然として言えるのかどうかという問題です。それと関連をして、現在の職員構成の問題と、加入者に対するいわゆる還元の方法というふうな、そういうものについて、私はこれは一つの問題点というものがあつてくるのではないかと思つておるわけですが、たとえば、国策を重点にすれば、職員の問題も、それから加入者に還元の問題も、ある程度犠牲にしなければならぬ問題が出てきます。しかし、そうではなしに、民保と簡保との間に当然国民全体の中に保険思想というものを普及して、それによつて生命に対する保障をするのだと、こういうことになつてきますと、私は、これは財政計画の中に占める国策的な割合というものは、これはいわば運用拡大の問題で相当カバールていかなければ勘定が合わない、こういう企業の性質になるので、いわゆる特色というものは一体何なんだ、こう聞かれたときに、明確に簡保の特色はこれでございますというやつを、やはり私は出すべきだ、その出すべきことは、今日の保険思想の状態の中では、私は、これは国策的なものではないに、保険思想の問題だと、こういうふうな考へるわけなんだけれども、その点は事業経営としてはどう進められようかとされておるか、これは根本問題ですからお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 簡保の特色は、いま御指摘のとおり、私ども先ほど申し上げましたとおり、創設当初の保険思想の普及といふことはもちろんございします。また、無診査、集金というたてで持つてきておるわけでございます。ただ、戦後、民間にも無診査保険ができた、その部分においては相似点があると、こういうことでございします。それからまた、集めた資金は、やはり私どもが加入者から寄託されたところの財産でございしますから、もとより、保険のたてまえていたし

まして、これを加入者にできるだけよい形で還元できるようにということで運用の基本的な考え方を持っておりますが、もともと、国営の保険でございますので、したがって、これをどこへでも貸したりするということも、これはよろしくございません。また、歴史的な事情もございまして、いわば一種の國家資金、こういう形におきまして、できるだけ公共性の高いところへ運用し、しかも、その中で少しでも利回りの向上をはかる、こういう形にならざるを得ないと思ひます。したがって、現在の運用計画の中でも、地方公共団体に対して四十数パーセント振り向けるとか、また、契約者にも貸し付けをするとか、あるいは政府関係機関等に融資をいたします場合でも、融資利率の少しでも高いほうへこれを振り向ける、こういうような配慮をしているわけでございします。

○横川正市君 私、いまその努力の度合いというものを、実は一つは、最高制限額が上がることによつてどの程度の業務貢献度合いというものがあるのかという問題も、実はこの数字ではあまり、この最高額を引き上げることによつて業務に貢献する度合いとしては高くないと、こう見るのです。それよりか、小額というのほど程度かという点もこれはあると思ひます。たとえば養老なんかの目的としてあるものは、学資保険であるとか、あるいは保険が満期になったときの土地建物に対する投資であるとか、あるいは日常の生活の中に部分的にためていきながら、それが生活の向上資金に変わっていくとか、そういうようなものもあるし、あるいは、その間に生命の保障をしてもらふという二つの目的が保険の中にあるわけですから、今日の程度が一体保険の保障額として適当か、どの程度までがいわゆる簡易保険の目的とする小額保険なのか、この点は少しいろいろ立場によつて議論をする余地があると思ひます。しかし、一般に、たとえば所得の問題からいって、官公庁職員であれば平均ペース三万四、五千円、家族構成二・五人で月額一体どの程度

度の保険をかけることが適當だろうか、そういったことが、かけられる分野で一つの私はパロメーターになるのじゃないか。そういたしますと、二・五人家族がいま二百萬ないしは二百五十萬ないしは三百萬の保険をかけるということが、一体能力として、いわゆる支出能力として可能かどうか。それならば、現在の生活の水準からいって、どの程度まで預貯金であり保険であるか。この点にいわゆる小額保険の金額というものが出てくるのであつて、いまの社会情勢の全体から推して、五十萬は低けれども、これを百萬にする。百萬は低けれども、これを二百萬にする。そういう意味では、この保険の最高額というものを判断する基準というものは実は薄いのじゃないかと、私はこう思ふのです。そこで、この保険の最高制限額を引き上げられることについて別に反対はいたしません。反対はしないが、一般の庶民の保険思想というものを普及させながら、しかも、なおこの加入する余地というものを残して、るところに、どういふふうに入っていくかという使命というものをなくしたら、これは簡保の使命というものはなくなるのではないかと、こういうふうに思ふのです。それが一つ。

それからもう一つは、この金がかつて国策に使われていたという分野を持っておりますが、それは、加入者還元へ急速に目的を変えていくということが必要なのではないか。そういう努力を運用拡大の中に必要があるのではないかと。同時に、それは、ある程度の金利面その他で余裕をつけながらサービスを高めていく、こういう努力が必要なのではないか。ことに零細な金を集めるのですから、そういうことが忘れられたら、簡易保険の価値というものは私にはなくなっていくのだらうと思ふので、おそらく答弁では、その努力をしながら、なおかつ、加入者の便宜をはかつて最高制限額を引き上げていくという答弁になるのだらうと思ふのだが、事実上そういう努力がされていくのかどうかということについて、私は疑問を持っているわけなんです。

そこで一つお伺いしたのでありますけれども、保険年金事業といういわば業務の中では、独占性を失つて相当競争をしなければならぬ、そういう性格を持ち、あわせて経済的にいへば、いわば激しい競争をするという性格を持ったものの企業経営として、これに郵便であるとか、あるいは、為替、貯金であるとかいうものとは、その性格を異にしているのではないかと私は思ふのでございしますけれども、その職員の問題等から見ながら、いわゆる役人といひますか、公務員といひますか、そういうような制限の中で企業経営をしていくということの可否について、検討されたことがあるかどうか、これが一つお聞きをいたしたいところなんです。もちろん、私は、保険の外勤の人たちに、郵便と同じような服装をしているのがけしからぬとか、そういうようなことは申しませぬ。当然そういう服装その他の問題については、外勤者は同じであつていいと思ふ。しかし、その業務に携わつてゐる職員の方々の心がまえとしては、相当これは違つたもの、いわゆる、たまたまものをかけばいいというものはなしに、無から有を生むという、そういう意味合いでの努力も必要でありますし、その努力をエンジイしていく施策というものも必要であらうと思ふのであります。それを一貫して、たとえば服務規律の問題であるとか、あるいは業務に対する貢献度合いについての日常の指導の問題であるとか、あるいは人事の管理の問題であるとか、そういう点に何らかのくふうがあつてしかるべきではないかと思ふのでございしますけれども、その点は、私の言つてゐるのは、前段は、まだ保険の加入層が小額保険の面では、その面に相当な普及をしながら、事業の成績というものを伸ばしていくという余地というものは十分ある。そういう面に入り込んでいくために、いま言うような企業としての努力の面が残されておらないかどうか。この点を、抽象的な言い方でありましても、もし、こういう努力をしているということがありましたら、ひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(武田功君) 私どもも、簡保事業は郵便事業とは違ひまして、はつきりしたこれは企業でございますので、いろいろな制約の中でもできるだけ企業的に運営をしていきたいと、こういうことではいろいろ努力を重ねております。また、職員の心がまえと申しますか、服務と申しますか、これにつきましても、いろいろな機会をとらえて、特に保険の場合には、外に出て積極的な勧奨をすることによつて仕事の成果があるという、こういう仕事でございしますから、そういうことをおりに触れて、まず心がまえをやつております。また、服務の形態とか、給与の体系とか、こういう点になりますと、これは御案内のごとく、末端の局、特に特定局に参りますと、総合服務というような形をとつております。郵政省はいわゆる末端では総合経営という形をとつております関係で、保険だけの特殊な勤務条件なり、またあるいは、給与体系というものをつくることになかなかむづかしうございまして、この点は私もしばしばいろいろと検討し、問題にしておりますけれども、現在の立て方としては、全体の郵政職員の服務体系なり給与体系の中で処理していかざるを得ないわけでございします。そういうわけでございします。まあ気持ちとしては、できるだけ企業的にやつていく。この外務員の制度にいたしまして、いろいろとその職員の訓練、また給与、定員という関係は特色がございします。今後ともその点は努力をしたいと考えております。

○横川正市君 まあ何といひますか、えらい人にはわからない点がたくさんあるのではないかと思ふんです。一つこういう事件が起こつてゐるんです。人事局長に來てもらつたのは、その点だけ答えてもらつたらいいのですが、いまどの局といへばどの局で、だれといへばだれと、名前も人も全部わかるわけなんです。こういう事件が起こつております。それは、第二組合をつくること、業務がそのことによつて阻害されても、至上命令だから仕方がない、それがまた私どもに与えられた任務ですと、こういうような課長さんや

局長さんが保険関係の仕事をやっていることに適任だと思いませんか、適任じゃないと思いませんか。

○政府委員(武田功君) 私からお答えするのが適当かどうか存じませんが、事業局長といたしましては、いま御指摘のような第二組合問題云々ということは、全然私どもはそれを考えておりません。そのことは、おそらくやはり職員内の問題であり、あるいは職員の中でつくっております組合相互の問題じゃないかと思ひます。そのことが直ちに業務に反映するということは、私どもあまり想像もいたしませんし、また、そうあつてもらつては困るわけでございます。特に郵政職員全般といたしましては、やはり公共の福祉のために奉仕するという義務観念を持った方々ばかりでありますから、そういったような問題で自分の本来の仕事をお断りするということは、私どもは想像いたしておりません。

また、保険につきましましては、特に保険の仕事が、先ほどから申しますように、やはりみんなが一つの目標を立てて積極的に進んでいってこそ、成果もあがるし、また、自分たちの職務を果たしたという満足感も得られるし、それが本来の仕事でございます。したがって、私は、このことについて業務云々と関連して考えることは適当でない、まあ考えております。

○横川正市君 人事局長さん、どうですか。

○政府委員(山本博君) 私の立場として申し上げますことは、第二組合をつくること云々というようになことを至上命令であると私は思っておりませんし、そういう指導をしたこともございません。したがって、事実あつたかどうかは私は存じませんが、それを仮定の問題としてお答えいたしますれば、それは望ましくない管理者だと思ひます。

○横川正市君 これは、ある地方でいま問題になっております。そのことで三六協定が結ばれないというふうな事件も起こつておるわけなんです。これは、私は架空なことを言っているわけじゃないんですが、私はしかも、そういうような指導を

している人が、実は末端の一管理者がそういうことをやっているのか、それとも、もう一回人事異動があれば本省に帰ってくるような、そういう立場の人がやっているのかという、その点についての連関性は、実は演説要旨を明確に速記にとつたやつがありますから、そういう点でも立証できることなんです。そういうことがいわれる管理者として不適任者であるということだけは、これはまあ私もそう思っているわけなんです。しかし、そういう事実があるということだけは、これは人事担当者である山本さんもよく承知しておいていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、そういうことをこの際ですから御注意をいたしておきたいと思ひますが、いまの答弁の中にもありますように、仮定のことであるからというふうに、現場の起こつてくる事態というものを第三者が伝えたときに、はつきりとした態度でもつて、そういうことはけしからぬと言ひ切れない状態、ないしは、これは私は、先般も、たとえば年末の繁忙時における取り扱い業務の内容等について、上局に対して報告がなされたが、それは現場の事実と違つておつた報告であつた、そういう場合には、一体どういう処置をとるか。これはまあ嚴重に処分をいたします。——ところが、もう事実資料の面では、現場で起こつた事実と本省に報告された事実と違つておるといふことは明らかに違つておつても、どうも仲間意識というのか、これに対して嚴重な処分をもつて臨むというのをしない。まあまあと言つて過ごされてしまふ。そういう事態が非常に多いのです。だから、私は、き然とすることはき然として、そういうことが起こることに対しては、本省の意思はこうだというやつをやはり明確に示してもらはないと、この種の問題というのはあとを断たないのじゃないかと私は思ひます。ことに、この保険関係の業務というのは、非常に郵便と違つて、職員その他の感情というのは、たとえば朝晩さんが職場に送り出していくときに小言を言わな

やる職場なんです。気分がおかしいと、これはもうだれしもが経験しているように、笑顔で相手に接触するなんというところはできない、そういう職場なんです。そういう職場であることを私どもは承知をいたしておりますから、その職場の管理者がいま言ったようなことでにらみ合ひをしておつて、業務成績があるようなものでは私はないと思ひます。その実、これは保険局長調べてもらえばわかりますが、四月から五月にかけて、いまだである程度の業績をあげておつたのに、びたりと保険の募集の業績が落ちてしまつて、そして局長があらわを食つて前言をひるがへして、いろいろと保険の募集について協力を求めたという職場があるわけですから、全国どの局か、保険の申し込みカードがばたつたとつたところをどこか調べてみたらわかると思ひます。そういう職場というものがあつたわけなんです。だから、私は、職員の関係というものは、そういう面でもいろいろな施策とか対策というものはやられておらないればならない職場だと考えておるわけなんです。が、この点は保険局長どうですか。事実上そういう職場があつて、そういうことになつた、それはもう不適当な管理者だから、即刻かえてというふうなことになるのですが、それとも、何か別途方法をとり得るわけですか。そういう職場があつたとして、どういう処置をとられるか、聞かせていただきたい。

○政府委員(武田功君) まだ私ども、個々の局の状況についてつまびらかにしておりませんので、いま御指摘の点は調べましてまた対策を考えたいと思ひますが、その成績が下がつたとか、あるいは局内に何かあつたといった場合に、直ちにその管理者をかえるとか、かえないとかという問題になりませんか、やはりそのケース、ケースによりまして、また、その局全体の局情もあらうと思ひます。よく十分調べ、また、双方の話も聞いてやつて、そして、その上で、やはり仲がうまいかなければ、それはかえざるを得ない場合が起こつてくると思ひます。個々の事情をよく調査

した上で考えたいと思ひます。

○横川正市君 ひとつそういう問題がありますから、十分調査をして、それを取り除く役目というのは保険局の仕事だと私は思ひます。

それからもう一つ、具体的問題では、局舎の問題とも関係するわけですが、一般に保険の窓口というふうなものが、公衆が来て、保険加入者については、家庭の事情とか何とか、いろいろなものがあるわけですが、そういうものを相談にあつて、そして解約を根絶するとか、あるいはさらに、ひとついいアドバイスをしなから高額保険に加入させるとか、そういったいろいろな処置をとらうとされても、局舎の中にはその場所がないのです。窓口で窓越しにやつておるわけで、そういう面のサービスのためのスペースをとるといふようなことは、これはどこからも聞いたことはないのではありませんか、それとも、聞いておつたがやらなかつたのでしょうか。それはどういふことでしようか。

○政府委員(武田功君) 確かに、そういった場所がほしいということを聞いたこともございますし、また、省内でも話題になつたこともございます。一ころ郵政相談所とかいふような形におきまして、普通局などではそういう簡単な場所をつくつてやつたこともございます。いろいろな点でその後あまり進んでおりません。私自身も確かに、お金の相談とかいふことについては、そういう場所も必要かと思ひます。普通局のみならず、特定局の場合などはかなりあるんじゃないかと思ひますが、これはなかなかやはり、それだけの場所があればけっこうですけれども、局舎の建築にからんでまいりますし、さりとて、局長の席というものも十分な席もないというふうな事情ですから、この点は今後とも省内でも関係の向きと相談したいと思ひます。

○横川正市君 もう一つは、過去において非常に保険の募集の実績をあげて、相当貢献の度合いでは、局長とか課長から、よくやつてくれた、よくやつてくれたと言つておほめのことばにあらずか

たり、あるいは賞状をもらったりした者であつても、いろいろな都合で保険がとれなくなった、そうすると、きわめて冷酷な今度ははじけたが、始まるというふうな、そういう職員間の業績の、そのときどきの都合で顔色を変えていろいろ処置をするという、そういう状態があるわけなんです、私はまあ、これは一つの顯著な例としてそれをあげたわけですが、日常の保険を募集する人たちの募集のしやすさにするための処置とか、あるいは実際上とれない人であつても、保険がとれるように何らかの指導とか、そういうことをどういう形でやっておるんでしょうか。私はたまたま、ここに「外野新聞」というのがありまして、これには長田次官も郵政大臣も全部載つてゐるわけですが、あなたもまあ載つてゐるわけですが、その新聞を見て、いわゆる外野関係のこういうことが、いまとられてゐる募集に対する一つの何といひますか、激動とか、あるいはテクニクの教授とか、そういうことなんで、実際には手をとるような現場の指導というものはないんじゃないかというふうに考えるわけです。それからもう一つは、とれる者ととれない者の間に、非常にそのために大きな感情的な開きができてゐるというふうな事実もあるわけです。そういうふうな現場のいろいろな環境に従つて、どういう指導をされてゐるのか、それをひとつ具体的に聞かせたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 確かに御説のように、保険の職場は非常に微妙なものでございまして、中でお互いの気持ちに疎隔をすることがあること、私どもも、そういうふうな気持ちで下部の指導に当たるように心がけておりますが、あるいは、いま御指摘のあつたようなことがあつたといひましたら、よく注意いたします。で、特に保険の外野陣におきましては、優遇者という諸君はむしろみんなも優遇するのでございまして、たまたま成績がその年悪かつたからといって、やはりその人をむしろ冷酷な仕打ちなり、また、つまはじきするこ

とになりますことは、かえつてマイナスになります。やっぱりお互いが技術のすぐれた人たちの知識なり技能を分け合つてやつてもらわなないと困ります。そういう意味で、私はやっぱり常に、優遇者は若い人また未熟な人に大いに指導してやつてくれということをやつております。また、その一つのあらわれといひましたけれども、募集技術指導官といつたような制度もつくりまして、そして、これを集団指導という形において、お互いの技量を披露し合う、また、優遇者会議を持つたり、また、優遇者が各よその局に時には呼ばれていつて披露し合うとかいうことになります。ただ、仕事の性質上、どうしても個人本位で、自分が少しでも多くとりたいというふうな心情は、ある程度やむを得ないものがございます。そのために、本省、郵政局の任務といひましては、できるだけ現業の第一線の諸君が勇気を持って客にアプローチできるようなこと、この素地をつくるためにバックアップをする、そういうことを基本にして、いろいろなことをやつております。まあ、たとえばテレビ、ラジオ、そういう広告媒体を通じて広く周知をはかる、一昨日も、簡単なコマリシャルソングをつくつて、これでもっと進めようとか、そういうふうな、一例でございまして、それからまた、現場に對しましては、一つは、研修所のような研修機関に集めて教育をする、また、もつと職場でお互いが語り合ひ、研さんし合うという機会を持たなければならぬと思ひまして、来年度の予算に、もつとそれを拡大するように現在作業を進めております。その他いろいろと募集指導の資料を配るとかやつておりますが、何ぶん、数の多い職場でございまして、予算的にも十分じゃございませんので、思うような成果をまだあげてゐないわけでございます。ただ、保険の募集の場合には、やはり、いまわれわれを取り巻くところの募集環境というものが非常にきびしい。したがつて、これは幾ら管理者がしりをたたこうと、できるものではない、むしろ、先刻来御指摘

のように民保あり、あるいは農協あり、その他のいろいろな類似保険がこのごろたくさんございまして、そういうふうなきびしい中であつて、外務の諸君が勇敢に仕事ができるということ、やはり御本人がしっかりと知識と募集の技量を持つことが第一でございまして、したがつて、私も、そういう各外務員の一人一人がでさがるようにということをして現在指導してゐるわけでございます。

○横川正市君 これは服務とか、服務心得とか、あるいは規程とか、物品保管何とかいう問題があるのだからと思ひますけれども、ある局では、もう何十年來、赤い自転車の使用について、これは通勤に使つてはならないという何か規程があるやうでありますけれども、そうではないに、たとえば帰りに予約者のところに寄るとか、あるいは、朝ちよつと仕事をきて、それから郵便局へ来るとかいうように、業務に熱心であることが当然であるといふことで、自転車のいわゆる使用については、自分のうちへ乗つていっていい、こういうことにしておつたのを、これは何か最近、郵政省では慣例行とか悪弊は全部直すのだといふ、そういう通知が通達があつて、自転車は仕事が終わつたら全部郵便局へ置いて、うちへ帰るときには私物に乗つて帰らなさい、あるいは、その他の交通機関を使いなさいといふことで敵違が出て、そのことが、今度は逆に日常の業務に響いて、まあそれならば朝九時から夜五時何ぼまでの拘束時間だけわれわれの仕事をするにいいのだなといふことになつて、実際の保険に対する意欲といふものを失つたといふ職場があるわけなんです。これも一つのなまなましい例なんでありまして、けれども、それは敏感にいろいろ心理的に作用するやうな職場なんでありまして、それを使つたのは、いや、それはもう使用時間が過ぎまつてゐるのだから、そのきまつてゐる以内で最善の努力をしてくれといふことなのか、慣行としてではないに、業務上必要だから、そういうやうな場合には、当然前例になつて通勤に使う

やうな場合があつてもこれはしかたがないといふふうにお考えなのか、その一つの微妙なところは、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(武田功君) たいへん微妙なお話でございますが、やはり役所のいろいろな、自転車にいたしまして、器具にいたしまして、もう、そういう公のものを私用に使うといふことのよしあしといふやうな一般論はさておきまして、自転車の点でも、かつて戦後の、あるいは戦争中、物のないときは、むしろ往復にも使ひ、そうして早く来いといふやうなこともございまして、また、だんだんおさまつてまいりますと、むしろ、この際、けじめをはつきりしろといふふうになりまして、いまお尋ねの服務規程におきましてこの官用自転車の使用の点は、そういうやうなことから最近通達があつたものと思ひますが、ただ、ほんとうに仕事のために行くならば、おそろく、そのときはよく話し合へば了解できることじゃないかと思ひます。そのことだけをもちつて直ちに募集意欲を落すとすといふやうな事例があるとすれば、非常に残念であつたと思ひます。よくまた、職員の方にも、その規程なら規程のたてまえなり趣旨を了承してもらつてよく話し、また、ときには規程の運用について緩急よろしきを得るやうにしなければならぬと思ひます。よく責任の部局とも話をしてみたいと思つております。

○横川正市君 何でもなし質問なんですけれども、武田さん、あなた非常に困つて答弁をするやうなことがしばしばないと思ひます。これは、募集当務者といふのは、失効解約については責任を持たされてゐるわけですよ。ところが、この失効解約がいつ起こるかといふと、出かせぎに行つたから何カ月だとか、あるいは昼間はもう全部共がせぎでないとか、いろいろな家庭の事情によつて、集金不可能で失効解約といふものが出てくるわけですね。もちろん、失効をして、かけられなくなつたといふものもあるでしょうが、実はそういうもののばかりじゃないわけですよ。だから、保険を募集してゐる者は、これはもう全部といつ

ていいくらい、常に失効解約の防止のために努力をしているという事実もあるわけですね。だからこそ、朝行つてみたり、夜行つてみたりするわけですよ。それは何も一本や二本じゃないわけですね、パーセンテージからすれば、パーセンテージからすれば、一割五分も二割も出てくるということがあるわけですね。そういうところに実は、私は郵便と違った保険の服務というものがあつたであつて、その保険の服務というものを、相当理解ある態度でもって臨んでいかないと何だということになるから、これは業務成績に關係してくる。そういうところが上のほうでわかつておらないというところが不満があるわけですよ。どうなんですか。これは募集も同じですね。入るといつて約束したが、朝行かなければ、おやじがいなくて、夜行かなければどうかという人がいるから、この保険の業務成績というものを、これを維持するために、あるいは一日一本確保するために、ということと努力をする人たちは、そこまで努力をしておるわけですよ。ところが、通達一本で自転車を使つてはならぬというから、ああそれならもう夜行かなくてもいいのだから、拘束時間中でのいいのだから、こういうことになつてしまつて、逆に幾ら、いやそうじゃないのだから、保険の募集をしてほしいのだから言つても、それに対して反応を示さないという敏感さを持つていられるわけなんだが、こういったことを、保険のいわゆる事業局は一体、他の郵便その他のやつていられるような、そういう方法でいいのだからという、これは一つの例をとつて質問したわけなんです。あなたは、いや、それはそのつど、きょうは失効解約が何本ありますの自転車を使つてもいいですよ、それじゃ自転車の使用帳簿に判を押して借りていきます、あるいは、あすの朝どこどこへ募集に行きます、それじゃきょうは乗つて帰つてもいいと言つて、許可証に判を押しますという、それが規律規程に従つた厳格な服務だというふうに説明しているようにですけども、それで一体、微妙な保険の業務の、保険募集に携わっている人たちの気持ちを書く

んでつた処置か、私はその点が問題だと思ふんですよ。局長とか課長が、たとえば市役所と連係をとつて、全市一律総募集運動というのをやりますね、これはどういうふうにするか、御案内ですか。町全部一軒残らず当たるわけですよ。不在の者はパッテンをして翌日行くとか、隣の方にも入つてもらいましたが、どうぞひとつあなたのところも幾らかというふうなぐあいに、町総ぐるみでやるわけですよ、この募集というの。それで、入つたけれどもこれはかけられないから解約すると入つた人は簡単に言うかも知れぬけれども、募集者にしたなら、これはたいへんなことです。だから、その維持のために一生懸命努力をするのです。だから、保険の事業というものは、民保には、そういう面の条件とか規程とかいうのでなしに、自由に動けるという体制を与えて、その上で仕事をさせているという体制があるんじゃないですか。そうすると、国営事業である簡保は、いわば会計制度が――官庁の会計制度と公社の会計制度が違ふから、公社はサービスがどんどん落ちてもいいが、国営事業はサービスがどんどん落ちてもいい、親方日の丸だからこれでもいいのだからということでは競争ができないということ、あなたのほうでは事業概念で認識しておれば、私がこういう質問をしたときに、あなたはそんな答弁をしないと思ふんですよ。事業というものにもつとゆとりとか余裕というものを持たして、ぜひひとつ一生懸命やつてくだされというの、局長とか課長とか、あるいは、あなたたちの言うことなんじゃないですか。自転車に乗つたか乗らなかつたかという私の質問に対して、しゃくし定木に答えるところに問題があると思ふんですよ。やはり、使うときには、判こをもらつて上司の了解を得なければ車を使つちやいかぬということは変わりません

盛つてもらうようにつとめております。たとえば近く施行いたしますけれども、服装にいたしまして、今後は貯金、保険の、ことに外勤の人の場合の服装は、郵便の人と作業の質が違いますので、変えてやつてもらふように提案いたします。近く施行する段階になっておりました、そんなぐあいで、当然、おっしゃる通りに、われわれの事業が円滑にいくようにということで意見を出したりすることにとめております。これが基本的な考えでございます。ただ、事がもてきますと、なかなか話がかたくなりましてけれども、やはり筋から申しますと、役所のものを使うときは、一応使ひ方というものはきめなければならぬと思ふんです。それをあんまりお互いに放任しておきますと、やはりルーズになりがちでございますので、一応、たてまゑとしては、規則をつくらなければならぬと思ふんです。しかし、たまたま、自転車を使うときは、特に時間外に使うときは一応断られよというようなことが出たからといって、それはけしからぬといつて腹を立てて、じゃあもう保険とらぬと、こういうふうな気持ちになられても困りますので、先ほど私が申しましたのは、やはり規程をつくるには、その趣旨を職員の人たちにも話して、また、そういうような事態の場合には、申し出れば気持ちよく受けてやるといふような習慣をつけたらいい、こういう意味で申し上げた次第でございます。

え、もうそろそろ退職したらどうだと言つて退職の勧奨をする。一つ一つあげてみると、ふんわりと募集のできるような環境をつくつてやるのではなしに、とれなくなつたらびしびしと規程とか規則とかいふものを押しつけて、ますます萎縮させているという、そういう状態が出ていられるから、その一例として自転車をあげたわけなんです。そういう状態を承知しながら、親方日の丸方式で、簡易保険の業務は別にそれほど大きな成績をあげなくてもいいのだ、一日一本ないしは三日に一本とつていればいいのだというふうな考え方を持っているから、実はこれは小額保険の入る余地が相当あつても、そこまでどんどん入つていくような、そういう意気込みというものはその面に出てこないというふうな――私どもはそういう職場についての状態というものをもう少し正確にとらえて、それに対する対策を立てていかなければいけないのではないかと、こう思つていられるわけなんです。その点はどうか規則、規程に縛られていられるようです。それから、いづれ、この問題を検討した上で、どういふ影響力があつたかということを検討の上で結論をひとつ出していただきたいと思ふので

それから、あわせてお伺ひいたしますけれども、この保険料額表の使用なんです、これが制定されたのは、どの資料で、いつこれをつくられて、こういう表になつていられるのかということを書きお聞きをいたしたい。

○政府委員(武田功君) これは三十九年の四月二十日以後に効力が発生した保険契約に適用いたしますようにしてつくりました料額表でございます。その基礎はというお尋ねでございますが、いま使つておりますのは、第十回生命表をもとにしてはじております。

○横川正市君 第十回生命表というのは、たとえば平均寿命がどうであるとか、それから、解約、失効その他についてどの程度見るとか、あるいは還付金についてどうするとかということ計算した上でこの表ができていられるわけですね。それはど

ういう計算をされたか、ひとつ数字の上で説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 料額表を計算いたしますのは、保険法、約款、これに保険料計算の基本的な規則がきまつております。で、それに従ひまして、いま申し上げましたように、各種類に依じて第十回生命表を使いながら計算をするというふうになつておりますので、もしお許しただけでしたら、非常な技術的な点でございしますから、専門の係官からお答え申し上げます。

○説明員(東城護佐男君) 保険料の計算は、簡易保険法第十八条に、「保険料計算の基礎」として基礎が定まつております。で、それを受けまして、簡易生命保険約款の第六条に、さらに詳細に規定されております。

○横川正市君 私の開きたいのは、そんな規程とか規律とかによつてやつたというのじゃなくて、事実、たとえば百万円に加入する場合、終身であれば二十歳、それから、十年養老ならば五歳ですか——ゼロ歳から五歳までですか——から始まつて、そして、最終加入年齢は五十五歳、あるいは五十歳、あるいは四十五歳と、加入年齢というのをそれぞれ制限してゐるでしょう。それはどういう計算でやつたか。いわゆる第十回生命表というものはどの基準でとらえたものかということなんです。よ、どの基準で。たとえば、いま一般的に平均寿命というのは延びてゐるわけですね。男ならば六十七、八歳とか、女ならば七十二歳とかいふに延びてゐるわけですよ。そういうふうになつてゐるのだから、たとえば何年前の平均寿命が何歳だったときの保険のいろいろな必要要件といふものをかけて、そして、この金額が出たんだ、そのためには、その制限年齢は五十にしなればいけないとか、四十五にしなればいけないのだから、いまの状態でございますと、いわば最高制限額を上げる以上に、保険の現場の人たちが必要だと言つてゐるのは、たとえば十年養老であれば、五十歳で制限をされ、十五年の養老ならば五十五

歳で制限されてゐるけれども、これをたとへば十年ならば五十五歳に、あるいは十五年ならば六十歳に加入年齢といふものを変えてくれないうか、それは実際に加入する人たちのいわば平均寿命といふものが延びてゐるのだから、もしできれば、そのほうが保険を募集するのに非常にためになるのだという意見があるわけですよ。私たちが考へてみて、寿命がずっと延びてゐるならば、保険のかかる期間といふものもあるし、危険度合いといふものもそのつど削減していくわけですから、計数的には、事業としては成り立たないということはないのじゃないか、こう思ふわけなんです。その点はどうかというのを聞いてゐるのです。

○政府委員(武田功君) 平たく申し上げますと、平均寿命が延びたということをよく世間で申します。確かにそういうことでございしますが、この十回あるいは十一回の生命表を見まして、日本人の寿命がたとへば七十八になつたといふようなことではございせん、だんだん中ふくらみと申しますか、ある年齢層が非常に高くなつた、それからまた、乳幼児とか、そういう子供の死亡率がこのごろは非常に低くなつた、あるいは青年層の結婚関係、こういうものが非常に低くなつた、こういうことが響きまして、全体的に平均の寿命が延びた、こういう言い方になつております。それで、生命表を見ますと、五十五歳の例にとつて見ますと、五十五歳程度から先になりますと、その余命は延びておりません。したがうして、十回を採用するか、十一回を採用するかというところは、やはりそういうカーブの度合いを見まして、経営上の観点をならみ合はしてきめておるわけでございます。それから算出方式は基本的には予定利率、そして死亡率、付加率、これを要素にしまして数理計算で立てます。数理計算方式は、いま後ほど御説明いたさせますけれども、お尋ねの五十五歳といふ例をとりましますと、それから始まります保険でございしますと、先ほど申しましたように、余命がうんと延びたわけじゃないでございますので、したがうして、保険料が非

常に割り高になります。だから、需要としては、六十歳からでも入れる保険をつくつてくれたらいいじゃないか、こういう御要望がございしますけれども、さて、今度はつくりましますと、かなり割り高な保険料になります。また同時に、これがどうしても養老ですと、十年といふ程度のものではなればできません。そうしますと、今度はむしろ保険数理からまいりますと、いわゆる死亡率が高うございしますから、どうしても元の保険料を高くする。したがうして、満期のときに掛け金のほうが多くなるというふうな計算ができませんものですか。私どもとして、高年齢者の加入する保険をつくることはどうだろうか、こう考えます。ただ、統計的に需要動向を見ますと、五十三、四歳といふところになりますと、ぐつとふえてまいりますので、あるいは高年齢になつてから、ひとつこの際、保険に入つておこう、こういうふうな御要望が多いかと思ひます。その点、今後十分検討して、引き上げについてはよく考えたい、こう思ひますが現在の保険料の計算の立て方からいいますと、どうしてもその辺で区切らざるを得ないという実情でございします。

○横川正市君 これはどの程度掛け金が高くなるかといふことの計算をしたことがあるんでしようか。たとえば十年でもつて四十六歳から五十歳までの間にどのくらい変わるかといふと、四十六歳で八千八百円かけてゐるの、それが五十歳では八千九百円、百円しか変わつてゐないわけですよ。それから実際には、なるほど、最近死亡率の一番高いところはどこかといふと、これは四十から五十ぐらいのところの死亡率が高くて、五十過ぎると死亡率といふものはあまりその率では高くないといふふうには、これは新聞なんかで私は見たことがありますが、これは最近死ねるのは、われわれのように五十を過ぎたところが一番あぶないのだという話が出ておるわけでありまして、それは波のあることですから、統計上どうなつてゐるかわかりません。これは十五年の全払い養老で

かけて、五十一歳が六千五百円、五十五歳が六千

五百円で、四百円しか違ひない。これは一年百円ずつしか違つておらない。そうすると、たとえば六十歳の加入にしても、それは掛け金が大いといふふうには思われないうけですが、一番の問題は、死亡率の問題がどう変わつてくるかにかつてくる。私は、年とつてからお寺通いをするといふような思想もありませんけれども、年とつてからそれじゃ入つておいたほうがいいんじゃないかといふことでも入らうというその年齢にしては、あるいは五十歳で制限するとか、あるいは五十五歳で制限するのは、これは二十年で養老の場合、五十歳ですか、それは少し早いような気がするわけですよ。もし養老ならば、たとえば十年養老なんかでも、五十五歳に延ばしても満期は六十五歳ですからね。そういうような点でこれは延ばしたらどうか。下部の実際に業務についておる人は、その点を非常に強く要望をいたしておるわけなんです。もし計算をいたして見て、余命表その他からいって、急激にここは変わるのだといふことならば、そのことが非常に不可能になつてくる。あまり変わらないうらば、可能ではないか。四十八歳から五十歳までの関係であれば、これはわずかに百円の違ひです。四十八歳で八千八百円、五十歳で八千九百円、百円の違ひならば、これは延ばしてもいいんじゃないか、そういう気がいたしますがね。

○政府委員(武田功君) 現在の月額を元にして説明をいたしますと、そのきざみ方は百円きざみなり、十円きざみなりといふふうになつておりますけれども、試みに私どもが計算いたしました数からいいますと、五十五歳ぐらいまでですと、いわゆる正味保険料が保険金よりも安い計算でできるわけでございます。ところが、五十六歳を過ぎますと、どうしても掛け金のほうが保険金よりも高くなるという計算になります。したがうして、これをカバーするためには、やはり保険料のほうを少し上げておかなければならない、こういうことになつてゐますので、その点で私どもはこれが一般の保険種類として歓迎されるかどうかということに

疑念を持つておるわけでありませう。ただ、確かに御指摘のように、五十五になったから入りたいという希望もございませう。また、同時に、保険的保護は入ったときからもう保障を受けるわけでございますから、そういう点では需要は確かにございませう。また、現場の諸君とされては、そういうことがあつたほうがいいという要望もございませう。それも承知しております。したがって、私どももその点は研究しておりますが、いま、その年齢制限をつけているという理由はそういう理由でございます。また、なおこの点は今後も検討させていただきます。

○横川正市君 これは第十回の生命表——を十一回が一新新しい生命表ですか。これは民保はどれを使っておりますか、いま。

○政府委員(武田功君) 民保も第十四生命表を使っております。

○横川正市君 そうすると、この十一回生命表というのはまだどの会社も使っておりませんか。

○政府委員(武田功君) 私はそう承知しておりますが、あるいは種類によって使っておりるところがあるかもしれません。

○横川正市君 それから、事務当局でできる話だけを先にしておいて、あと、大臣のやつを残したいのだけれども、大臣来なければ……

○委員長(森中守義君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

○横川正市君 取り扱いの中で、自衛隊の団体加入取り扱いについては行なっておりません、これは集金の人はいくつ個々別々に集金しているようなんですが、これはまあ団体加入取り扱いはやれるけれども、相手側が受けられないのですか。それとも、保険局のほうで団体取り扱いをしないのですか。どっちですか。

○政府委員(武田功君) 私どもといたしましては、まあいったような多数の人たちの入っております。

面については、できるだけ団体扱いをするようにと、こういうような方針で臨んでおります。それで、自衛隊につきましても、自衛隊内のいろいろな事情がございまして、なかなか、最初、この団体扱いなり、また、自衛隊の中での募集についてもいろいろ問題がございまして、三十九年にいろいろと話し合いをいたしました。その結果、自衛隊のほうも、当方の募集並びに集金の事務、それから団体扱いの問題について協力しようということとで、防衛庁の本庁から各部隊に對しまして、指導通達も流して、当方に協力をしてくるような体制になったわけでございます。現在、自衛隊の内部で団体扱いをいたしておりますのは、自衛隊内の職員、ちょっとこれも正確な数字はございませませんが、そのうちの六六〇程度は団体扱いになっております。

○横川正市君 そうすると、これは自衛隊のやつは、局側とそれからその地方における隊との関係で話し合いがつけば、団体取り扱いしてもいいということになりますか。

○政府委員(武田功君) さようでございませう。

○横川正市君 四十二年の五月十五日の「外野新聞」でちょっとこれはお聞きしたいのですが、この「外野新聞」というのは、これはどういふ人が発行し、だれが責任者で、この新聞の記事についてはどこに責任があるわけですか、郵政省がずっとやつたやつを載っているわけなんです。

○政府委員(武田功君) 「外野新聞」は主として外務員の諸君を対象としていろいろと情報を交換し合い、また、中央地方の情勢を知らせよう、こういうことでつくられたものと承知いたしております。これは発行あるいはその責任は、編集の責任は外部の団体でございませう。ただ、この新聞のねらいは、新聞の設立された趣旨、また、その頒布いたした対象、内容等も、私どもといたしまして非常に有益なものであると、こう考えましたので、求められれば私どものほうも記事も提供いたしますし、また協力をしてやろう、こういうこととでございませう。

○横川正市君 ここで座談会をやっておるわけですが、この座談会の記事というのは、そうするが、新聞発行者が責任者ということになりますね。郵政省には責任はないわけですか。

○政府委員(武田功君) 座談会はこの座談会が承知しておりますけれども、その内容、記事につきましてはその責任は当方にはございませう。

○横川正市君 五月十五日、これには大臣の訓示も載っておりますし、長田さんの、これはあいさつか何かも載っているようですね、保険局長の演達というのですか、講演して達する、演達も載っているわけですが、この新聞なんかは、出されたら出されればなして、あなたのほうで、間違いがあれば間違いを訂正するということではないのですか。

○政府委員(武田功君) いろいろと取材をいたします。たといは、いまお話ししたのは、おそらく優待者会議のときの記事かと思いますが、もちろん、そういう部外紙といえども、間違つた内容がありましたら私どもは訂正を求めます。

○横川正市君 これはあまり私も触れたくないわけですが、ここにこういう記事がありますよ。「この家は三百万円ぐらいただたみたら、五百万円ぐらいたを切り出し、それがダメなら三百万円に落とすと案外簡単です。」これは表彰された第一位の人ですね、これは間違いではないか。

○政府委員(武田功君) ちょっと私の記事を見ておられないので、間違いかどうかわかりませんが、何か募集の際の誤法ではないかと思ひます。

○横川正市君 間違ひであつたら間違ひだといふにしておかないと、これは問題ですね。あなたの方の關係で、新聞にまでこういうことが出てきて、いま百万円しかはいれないのに三百万円入れたような誤解を受けるような勧奨方法が記事になつていっているのは、これは直しておいたほうがいいと、私はこう思ひます。

それから、きょうは大臣が来ないようですから、大臣へ質問したいと思つておつたので一つだけ触れてあとにしたいと思ひますが、保険の

各種、終身を除いて、養老保険の保険の意義といひますか、それは人間の生命に對していわゆる保障してもらふということが主だと思ひますが、そのほかに、どういふ目的でもって募集に当たつておるのでしょうか。生命保障以外に、民保では愛児保険であるとか、あるいは学校保険であるとか教育保険とか、いろいろ保険の種類がたくさんあるようですが、簡易保険の場合には、どういふ趣旨をその中に織り込んで保険思想を普及されておるわけですか。

○政府委員(武田功君) 募集に際しての内容の説明のしかたという御質問かと思ひますが、あまり募集の際にむづかしい高遠な理屈を説きまして、これはなかなか実績のあるものではございませう。したがって、制度としてのねらいになりますと、たとえば、いまお話しするように、私もも保険というものは死亡保障であるといふことと、また、最近では定期的な保険もかなりございまして、また、養老のように老後の保障といふことを主にして、そうして、その途中で事故があれればその死亡保障ということになる、こういうたそれそれ趣旨はございませう。また、アブローチいたしますお客の對象にもよりますので、若い人に向かつては、養老的な満期保険の効用といふものを説くようにといふふうにして、その商品商品の特色を相手の需要にうまく合わせるように心がけていくように指導しております。

○横川正市君 もう一つ、還付金の計算は何を要素として計算するのですか。

○政府委員(武田功君) その基礎と申しますと、なんでございませうが、大体、積み立て金をもとにした計算のしかたをするので御了解いただいていいかと思ひます。

○横川正市君 それで、これはアメリカのフリースト・ナショナル・シティー銀行の経済月報、一九六六年の七月に発表されたものなんです、これによると、貨幣の価値指数といふのが、日本の場合には、一九五五年を一〇〇にいたしますと、一九六五年、二年前は、貨幣価値の指数といふの

一九六五年、二年前は、貨幣価値の指数といふの

が六九になつてゐるのです。百円が六十九円になつてゐるのです。これは普通民間の保険その他の場合には、私は、不動産とか株だとか、自由に投資その他が出来ますから、いわゆるその運用の妙味で、ある程度のはかばかであるから、實際上、これは私、調べていませんから、数学の上で何%かという事はあげられませんかけれども、たとえば愛児成長保険なんかにおける満期配当金——配当金というやつは明確に出て、そうして、その業績によつて配当金を出してゐるという宣伝をいたしてゐるわけですが、それにかわる還付金の場合に、これは当然募集者のためには、明確にこういふふうになりますというやつを付加することが、これは一番募集しやすいのです、実際には、というのは、何年で満期になりますと満期のときにはかくかくにいたしますという金額は、これはもう加入者がすぐそばがはじけるわけですね。募集者にしてみれば、あなたがあつた死んでも幾らお金を上げますなどと言つて、死ぬことを当てにして保険の募集をするなどということ、これはよほど保険の好きな人でなければ、なかなか保険の募集などというものはできないわけですよ。貯金よりは悪いとか、あるいは民間と比較すればこうだとか、対照物を出されてやる場合に、当然、この配当金その他の問題で、民保の場合には説明をしてゐるのだらうと思ふのです。ところが、郵政のこの簡易保険に關しては、いわゆる還付金というものについて、昔は、この表の——いまもあるのですか、何年たつたら幾らというやつ。一時、なかつたですね。いまはついてゐるわけですね。この額を計算の中に入れて、そうして計算した結果、何だ、これは貯金よりも悪いというの、これは保険の持つてゐる性格上しかたがありませんので、という説明に変えてやつてゐるわけなんです。私はこの關係からいくと、実はこういう表がはしかつたのです。たとえば大学までの卒業年次というものを計算して、そうして、そのときに保険なら保険に加入して、そうして幾らかかるかというときには幾らかけておけばいい、というような説明ですね、そういう説明をかりにしても、一九五五年から六五年までの十年の間に、日本の貨幣価値というのは、五五五に一〇〇の貨幣価値が、六五年には六九%に下がつておりますよと、これは実は致命的なことなんです、実際に言へば、インフレ下におけるこの保険の募集という使命を負つてゐる者にとつて、その説明されると、それをどうカバーして説明をしていくのか。私は、もつと運用の妙を發揮して、そうして還付金なら還付金に、これらの貨幣価値の下落についでどうカバーいたしておきますという説明書が付加されるならば、非常にこれは有益だと思ふのです。衆議院の中井さんの質問の中に、スライドというふうな話がありますけれども、スライドというのはむずかしいと思ふのです。そこで、努力の方法としては、運用にだけだけの努力をするか、いわゆる運用の拡大をどうはかるか、それから零細な加入者に対する補償ですか、還元方式といふですか、これは金持ちが引っくり返つて死んだら何千万円払いますという意味の金ではなしに、これは非常に血の出るような金だから、これについては実は、貨幣価値の下落についてこれだけの補償がありますとか、いわゆる国営事業としての簡易保険については、そんなところに妙味を持たしていいのではないかと、いふふうに思ふわけなんです、この点はどうかね。国がやつてゐるのだから信用がありますよということだけで保険事業の命をつないでいくということだけではなしに、もつと積極的に加入者に対する還元方式として、金の面ではつきりと数字を出していくという、そういう方法はとれないものかどうでしょう。こんな貨幣価値が下がつてゐるということを私はこの資料を見てびっくりしたわけなんですけれども、しかも、それは毎月毎月もらう給料じゃないのです。何年も先から積み立てていく金であつて、最初の積み立てた金が何年後にこれだけ下落をいたしますという、それに対してはどう補償していくか。資本主義の経済の中では、私は、私は補償することができると考えておるの

すけれども、どうなんですか。
○政府委員(武田功君) 貨幣価値の度動、あるいは、これが直ちに物価の変動と申し上げていいかとも思いますが、それに対応してやつていける保険はつくり得るであらうか、これは私も保険に携わる者の非常に重要な課題でございます。特に戦後の極端な経済事情を体験いたしました日本としては、これは深刻な問題でございます。ただ簡単な申し上げ方をいたしますと、貨幣価値の変動というものをどの程度に見るかといふことは、これはおそろしく困難じゃないかと思ひます。特に将来に向かつての決定づけといふことは、これは至難なことじゃなからうか。かりにそれを、ある程度の仮定を置いてやりました場合に、しからば、今後、変額保険といふものが成り立ち得るであらうか、これまた、料率そのものがある程度くぎづけにしたままでやることは非常に不可能でございます。また、運用の面というお話もありましたけれども、これもまた、運用はそう何倍にもなるような運用方法といふのはございせん。民保が簡保よりもいいと申ししても、せいぜい一分二、三厘の差でございます。そういたしますと、将来の大きな変動といふものに対応することには、どういたえられないと思ひます。したがしまして、民間保険業界におきまして、変額保険といふものは一つの研究課題になっておりますけれども、どこまで手をつけておられます。それから、そういうことでございまして、非常にむずかしい問題でございますから、私も、この点は今後真剣に取り組んでいきたいと思ひます。ただ、多少でも運用の改善についての努力は、これはいたさなければならぬので、例年、私も事務当局といたしましては、運用範囲の拡大、少しでも利回り向上をはかることに努力をいたしておりますが、何ぶん、最近の財政事情が非常にきびしゅうございまして、まだそこまで成果を得るに至りませんのは、まことに申しわけないと思つております。

すが、お尋ねの趣旨は、私どものはうで申しておりますが、分配金のことかと思ひます。この点は、外務員に持たせております保険料額表の末尾にも、分配金の額を明示してございます。ただ、いま御指摘のありました、たとえば学資金のための満期保険、これなんかは非常にいい例でございます。私どもさつそくそれを、そういったようなわかりやすいものをつくるように指導したいと思ひますが、ただ、局によりまして、外務員諸君の中でいろいろ研究いたしまして、アブローチの實際のアブローチの資料の一つとして、いまちやうど先生おっしゃつたような表を例示いたしましたので、そうして、それをもつて相手によく説明して理解を求めるといふことをやつております。この点は、私も、もつともつとわかりやすいような資料をつくるように検討いたします。また、この分配金の問題でございしますが、経営状況を見まして、最近も増配をはかつております。したがしまして、現場で話しますときは、やはり何年たてば、たとえば、この十年後老であつたら十五カ月分お返ししますよと、こういうことを言わせております。ただ、これが民間保険と違ひますのは、民保はいわゆる不確定配当と申しますか、そのときそのときの決算の事情を見て配当をつけております。したがしまして、それが直ちにその年の料金に響きまして、そうして民間のほうが有利なようなとかく印象を受けがちでございます。多少の差はございしますが、簡易保険も最後の分配金で相当な還元をしておると申し上げていいかと思ひます。

○横川正市君 これは資料でやりますけれども、学校なんかの資金なんかにいたしまして、大体わずかに三年くらいのパーセンテージで、国立でもつて一六・一%、公立で一八・七%、私立で二三・二%、平均で二二・五%と、實際の費用といふものは上がつていくわけですね。この入学してのいろいろな経済ですね、逆に貨幣価値は、日本が全国で二十八番目、これは日本の資料があれば一番いいのだけれども、二十八番目で、六四年から六五年までは最もひどく、七・一%も貨幣価値

が下落している、そういう状態になっているわけなんです。ことに、そういうデータが出てくるときに、保険の業務成績というものをあげていくというのにはどうしたらいいかというの、保険の募集者じゃないのですよ、やっぱり保険局がそれに対してどう対処するかということになるのです。こうしてはいい、ああしてはいいということより、実際上はこういう経済の変動に伴って貨幣価値が下落していく、物価はどんどん上がっていく。一体いまの金は幾らにしてくれるの、うかという、そういう状態で保険の業務成績をあげるのには、一体どうしたらいいかというやつを、もっと私はいろいろな数字の面ではっきりさせて下部に流しておくことが必要なんじゃないか、こう思いますから、これは私もあまり勉強不足で、実はもっと資料を整えたかったのは、具体的に家がどうか、土地がどうか、あるいは保険でもって老後の安定はどういうふうに変わってくるかなんというやつを、実際上、資料の上に出して、そうして、それに対して保障としてはどうだというやつをお聞きしたかったんですが、その資料をつくる手間がございましてしたから、ことばだけで言っておきますけれども、一応ひとつ検討の材料にはしておいていただきたい、こう思います。きょうは私はこの程度にいたします。

○委員長(森中守義君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

次回は七月四日火曜日午前十時を予定し、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散会

六月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願(第一七二二号)(第一七五九号)(第一九一三三号)(第二〇七〇号)(第二〇七二二号)(第二〇七二七号)
- 一、簡易郵便局法改正に関する請願(第二〇三

昭和四十二年七月七日印刷

一号

第一七一〇号 昭和四十二年六月十九日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願
請願者 大阪府池田市五月ヶ丘町三ノ一
松岡利次外七十四名

紹介議員 榎 繁夫君

集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関し、左記事項の実現を図りたい。

一、住宅公団関西地区の集団住宅電話を一日も早く自動化すること。

二、組合電話の加入権をその地域内について保証すること。

三、組合電話を単独加入電話に吸収する場合は、前項の加入権の保証によって再投資することのないようにすること。

四、組合全員のいまだちに加入電話に切り換える準備があるならば、一日も早くその具体的方法を公社に公示させること。

五、組合員は加入料のほか毎月百六十円を内線付加使用料の名目で公社に納入してきたが、これは加入権保有の名義料と解釈しているの、公社は単独加入電話に切り換えるまで電話組合の経営難を軽減するため、いまだちにこれを廃止して無料にすること。

理由

電々公社は、住宅電話対策が困難であつた当時の事情にかんがみ、今日に至るまでの集団住宅電話が果たした役割を正しく評価し、供給不足の時期における犠牲として黙過することのないよう、公衆電気通信の公平な取扱いの上からも不公平を是正すべきである。

第一七五九号 昭和四十二年六月二十日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願
請願者 大阪府豊中市旭丘七 北山綱果枝
外百二十名

昭和四十二年七月八日発行

紹介議員 榎 敏夫君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一九一三三号 昭和四十二年六月二十一日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願
請願者 大阪府城東区古市通三ノ八公団
住宅二第第一〇二 森山義雄外百九十五名

紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第二〇七〇号 昭和四十二年六月二十二日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願(一通)
請願者 大阪府池田市五月ヶ丘三丁目五月丘
公団住宅五六ノ三〇五 石川勉外千七百四十名

紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第二〇七二二号 昭和四十二年六月二十日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市東豊中町六ノ八 井口博外三百三十七名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第二〇七二七号 昭和四十二年六月二十二日受理
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに伴う補償問題に関する請願
請願者 大阪府堺市黒土町二、一八二公団
金岡住宅六ノ三〇七 松永正勝外百四十一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第二〇三二一号 昭和四十二年六月二十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 徳島県阿南市上中町中野島簡易郵便局内 横田忠夫
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局